



平成 16 年 6 月 10 日

各位

会社名 アルゼ株式会社  
代表者の 代表取締役社長 岡田和生  
役職・氏名  
(登録銘柄 コード番号 6425)  
問合せ先 取締役 堀 義人  
電話番号 03 - 5530 - 3055

### 新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

平成 16 年 5 月 25 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施等を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案について、平成 16 年 6 月 29 日開催予定の当社第 31 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

(新株予約権の要領)

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者  
当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
当社普通株式 50,000 株を総株数の上限とする。  
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割 (または併合) の比率}$$
  
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。
- (3) 発行する新株予約権の総数  
500 個 (新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 100 株。但し、株式分割又は株式併合を行った場合は、上記 (2) と同様の調整を行う。) を上限とする。
- (4) 新株予約権の発行価額  
無償とする。
- (5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額  
新株予約権発行の日の属する月の前月の各日 (取引が成立しない日を除く。) における日本証券業協会が公表する当社普通株式の午後 3 時現在における直近の売買価格 (以下、「最終価格」という。) の平均値に 1.05 を乗じて得た金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。但し、当該金額が新株予約権発行の日の最終価格 (当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格) を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格を払込金額とする。  
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を

調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で株式を発行（時価発行として行う公募増資等、新株予約権及び新株予約権証券の行使に伴う株式の発行は除く。）する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は発行価額の調整を行うことができるものとする。

- (6) 新株予約権の権利行使期間  
平成18年7月1日から平成21年6月30日までとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していることを要する。  
当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれの地位も退任及び退職等により喪失した場合、ただちに権利を喪失するものとする。  
新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。  
新株予約権者は、付与された権利の質入れその他の処分をすることができない。  
その他の条件については、本総会及びその後の取締役会決議に基づき、当社と対象の当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の消却事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転事項承認の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。  
本新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が、(7) 又は の定める条件を満たさない状態となり、権利を喪失した場合には、その新株予約権を無償で消却することができる。但し、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間の終了後一括して行うことができるものとする。
- (9) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

以上